

第191回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年3月23日（木）10:55～12:20

2 場 所 W e b会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池 玲子、伊藤 恵子 川崎 茂、
清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宮川 幸三、山澤 成康

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、総務省統計局統計局統計調査部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長

政策統括官（統計制度担当）：阪本政策統括官、稲垣統計企画管理官、上田次長

4 議 事

- （1）諮問第172号「日本標準産業分類の変更について」
- （2）諮問第171号「経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について」
- （3）諮問第170号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」

5 議事録

○椿委員長 それでは、ただ今から第191回統計委員会を開催いたします。

本日は富田委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問について説明がございませう。本日はこのような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問

される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には冒頭に御自身のお名前をおっしゃっていただきますようによろしくお願いいたします。

○**樫委員長** それでは、議事に入ります。諮問第172号 日本標準産業分類の変更について、総務省政策統括官室から御説明よろしくをお願いいたします。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** それでは、説明させていただきます。

資料は2種類あり、資料1-2と1-3です。1-3が本体でして、今回の改定案を反映しております。主な内容については資料1-2で説明させていただきます。

それでは、資料1-2の1ページ目から順番に説明いたします。この資料は全部で11ページほどですが、1ページ目から3ページ目までが概要、4ページ目から7ページ目までが新規立項の説明、8ページ目以降が参考となっております。

それでは、1ページ目を御覧ください。順番に参ります。

日本標準産業分類は、一言で申しますと、公的統計の比較可能性を向上するために、類似した経済活動を産業別に分類したものです。

現行の分類の構成としましては4層になっておりまして、項目数は上から大きい順に、大分類が20項目、中分類が100項目、小分類が約500項目、細分類が約1,500項目となっております。それらは国勢調査でありますとか経済センサス等の各公的統計において活用されている状況です。

今回は14回目の改定になりますが、その改定の目的は大きく2つございまして、1点目は統計改革推進会議最終取りまとめに示されておりましたように、SUT体系への移行に向けて、生産技術の類似性の観点に配慮して改定することです。

それから、2点目が、今回10年ぶりの改定になりますが、その間の経済活動の実態をより的確に把握すること、それから、将来のことも含めて産業構造をよりよく反映するという観点で改定するというものです。

主な改定内容につきましては、1つ目が一般原則の改定、それから2つ目が分類項目の新設などがありまして、あとは項目名の変更といった形式的なものが3つ目です。

次に、今後の主な想定スケジュールですが、今回諮問させていただきまして、夏ぐらいを目途に答申いただければ、その後の法定手続としての大臣決定、それから官報告示を経まして、来年4月以降からの施行を目指しております。

以上が1ページ目の説明です。

次に、2ページ目に参ります。

2ページ目の上の方に、今回の改定の課題の位置付けを4点ほどで整理しております。

1点目が前回改定時における答申の指摘事項、これは「分類の基準」の検討等の4事項ほどあります。

それから2点目が第Ⅲ期公的統計基本計画における課題でして、これが2事項ほどあります。

それから3点目が前回改定以降における産業動向の変化でありますとか、制度改正に伴う対応ということにして、11事項ほどあります。

それから4点目が、その他（分類項目名の変更）ということになっております。

それでは、主に①、②、③の概要を説明いたします。

まず、①の前回改定時における答申の指摘事項とその対応です。上から行きますと、最初に分類の基準の妥当性の検討という課題があります。現在分類の基準として3つほど掲げてありまして、それを国連が定めております国際標準産業分類と比較しながら妥当性を検討するという内容があります。

恐れ入りますが、8ページ目に移っていただけますでしょうか。

これが現行の記載内容と改定案を比較したものです。箇条書になっている部分ですが、左側の現行のものと（1）に「生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）」とありまして、これはいわゆる需要側の視点で基準を示したものです。それから、2点目が「財の生産又はサービス提供の方法」でして、これは生産過程の基準を示したものです。それから、（3）が「原材料の種類及び性質など」と書いてありまして、これは生産工程の初期段階における原材料等の基準を示したものです。

改定案では、国連の国際分類などを参考にいたしまして、右のように、まず（1）に、供給側として、従前の（3）にあったような「生産に投入される財の又はサービスの種類」を最初に持ってきてまして、（2）は変わらなくて言葉の微修正で終わっています、（3）に、「生産される財又はサービスの特徴」ということで、需要側の観点での記載としてあります。これが分類の基準の主な変更点です。

恐れ入りますが、2ページ目に再度戻っていただきまして、2つ目ですけれども、第12回改定時に「無店舗小売業」でありますとか、「管理・補助的経済活動を行う事業所」という分類項目が位置付けられておりましたが、これを経済センサスの結果などで問題点がないか検証せよという課題もありました。平成28年の経済センサスなどのデータを精査しました。疑義件数や訂正件数がどの程度あったかとかを調べましたところ、いずれもかなり低くて、実際上の大きな問題などはなかったことを確認しております。

それから、3点目の「調剤薬局」の名称の検討ですが、当時は法令に基づく名称ではない調剤薬局という名称が使われておりました。それについて検討せよということでしたが、その後に根拠法が改正されまして、その中で「薬局」という名称が明確に使われておりますので、それを基にしまして今回名称を変更するということです。

それから、レッカー車業の新設の検討というものも課題にありました。当時、新設の必要性が議論されたのですが、市場規模がどの程度あるか分からなかったということで課題になっておりました。

今回の改定に際しましては、業界が中心になりましてアンケートを行って、専業者数がどの程度あるか、従業者数であるとか事業所数を調べまして、その結果、量的基準を満たすということが分かりましたので、それを位置付ける案となっております。また、24時間体制をかなりの程度の事業者が取り入れている。それから、自治体との災害協定を結んでいる件数が多いことなどから、社会的な必要性が高いだろうということで今回立項するとしております。

それから、次、3ページ目に移ります。

第Ⅲ期公的統計基本計画の課題が2つ書いてあります。

1点目が、SUT体系への移行に向けた取組の一環としまして、生産技術の類似性による基準に配慮して見直しするという事です。我々の今回の検討の過程において、製造業などの4つの分野を対象に、生産技術の類似性の観点から、考え方の整理であるとか試行を行いました。その結果を主な課題として整理してあります。

それから、2点目が専従の労働者等が存在しない法人等の扱いということ事です。第Ⅲ期公的統計基本計画の中では、専従の役員・労働者が存在しない法人等を日本標準産業分類上の事業所の中でどう整理するかに取り組むということ事です。

4ページ目の後段の方を御覧になっていただきたいのですが、当時の議論としましては、事業所母集団データベースの企業数が法人企業統計よりも少ないことが指摘されておりまして、結果的に本来把握すべき売上高でありますとか、付加価値が捕捉されていないのではないかとということが指摘されたようです。それを踏まえて、外形上、事業所であると分かりにくい法人等であっても付加価値を捕捉すべきだという観点から、このような課題がありました。

今回の改定案としましては、下の方に書いてありますが、「人及び設備」というのが日本標準産業分類の事業所の定義にあります。それを必ずしも要件としない。具体的には、統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが設備を専有していない法人等も事業所とするというような方向で改定案を用意してあります。

以上が、第Ⅲ期公的統計基本計画関係の課題と対応です。

それから、次の③としましては、前回改定以降における産業動向の変化と制度改正に伴う対応です。これは大きく産業動向の変化に伴うもの、それから制度改正に伴うものがあります。産業動向の変化に関連しましては、食料品スーパーやペストコントロールなど9つの分類項目を新設してあります。それから、制度改正絡みですと10項目ほど新設してあります。

幾つか御紹介したいと思います。

5ページ目を御覧ください。

例えば、下段の方に、中分類56の再編と称しまして、ワンプライスショップ等の新設があります。これに関連して、国際分類では、非専門店と専門店という2つに大きく分けてあります。それを参考にして現行の日本標準産業分類をもう一回見直し、いわゆる非専門店などを1つの中分類に集約するという方向で今回改定案を作成してあります。

具体的には9ページを御覧いただきたいのですが、中段より下の表です。現行はこのようなコンビニやドラックストアなどが異なる3つの中分類に分かれています。それらを一つの56という小分類の小売業に集約しまして、非専門店を一括りにするという事です。

その際、ワンプライスショップを新設してあります。これは今までは例示も分類項目もなかったものですから、いろいろな分類に分散していたというのがデータ上、推察されておりまして、それを一つの項目に集約することにより、今後の動向を把握できるようにするという事です。もう一つは、現行では百貨店と総合スーパーが1つの分類項目になっていましたが、これを販売形態が違うということで2つに分けて、それぞれを捕捉できる

ようにするというような変更です。

それから、あと6ページ目の下の方にペストコントロール業とあります。これはコロナ禍を背景にしたものです。現行では、害獣だとか害虫の防除など、細菌やウイルスの駆除を行う業者などは、消毒業に入っていたり、その他建物サービス業といったような分類項目に入っていたりします。これも複数の分類項目における分散傾向がありました。

また、契機としましては、2020年2月に中国の武漢からの帰国者を宿泊させた施設の消毒業をこの業界などが行っておりました。最近ではこの業界の団体数なども多くなっているということで、それを1つの項目として立項するというものです。もちろん量的基準などは満たしているものです。

それから、最後になります。制度改正絡みです。7ページ目ですけれども、ここに5項目ほど並べてありますが、真ん中の辺りに発電業でありますとか、送配電業、ガス小売業などが書いてあります。これはエネルギー分野の一体改革の下で、自由化などの考えの下に、このようなエネルギー関係の根拠法が変わりましたので、それを踏まえつつ、なるべく整合を取るように変更しようとするものです。例えば、電気関係ですと、発電業とか送配電業、それから電気小売業などを新設するという事、また、ガスも同様に小売業を新設するというようなことです。

あとは、義務教育学校は、先ほど申し上げましたとおり、学校教育制度の多様化などによって学校教育法に小中一貫でカリキュラムを組める義務教育学校が新設されておりますので、そのようなものを分離項目として新たに新設するというような反映です。

以上が主な今回の内容です。説明は以上です。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。

本件は統計基準部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととします。

なお、同会の構成員ですけれども、統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名することとされております。日本標準産業分類の審議では、資料1-1を御覧いただきたいのですけれども、同部会の構成員に清原委員、清水臨時委員、斎藤専門委員及び西専門委員を追加で指名したいと考えます。

また、別件ですが、4月以降の人口・社会統計部会での審議に富田委員にも参加していただきますので、ここで併せて追加で指名いたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願いたします。

川崎先生、よろしくお願いたします。

○**川崎委員** ありがとうございます。

産業分類の改定につきましては、全ての経済活動の分類をしていくというのは大変な仕事であると認識していますので、案をまとめられるというのは大変だったと思います。その意味で、研究会はたしか十何回か開かれていますね、ネットで見ると。ということなので、大変御苦労が多かったと思いますが、研究会の委員の皆様、また事務局の方々、各府省の関係の方々に敬意を申し上げて、また御礼を申し上げたいと思います。

その上で、私は一点だけやや違和感を持っているところがあるので、今後部会で検討し

ていただければということでお願いを申し上げたいと思います。ただ今御説明のあった資料で言えば4ページ目の上の分類の基準のところに当たります。全体の流れとしましていろいろな分類を丁寧に見直しされていること自体、私はそれぞれの分野をよく承知はしておりますが、恐らく大変いい方向だろうと思います。

ただし、今回、「①分類の基準」を変更することとされていますが、これについては、実は実態を見てみると分類の大枠はそれほど変わっておらず、細部だけが変わっているような格好になっているかと思います。「基準」をここまで大きく変えるほどの分類の内容の変更が今回あったのかというと、どうもそうでもないような気がします。分類の中身が大きくは変わっていないのに基準を書き換えるというのも何だか変だなと思うので、そこら辺はこれが本当にいいのかと思います。先ほど国際基準の話がありましたけれども、そのようなどころとの整合性というのものもあるかもしれませんが、書き直すのは一体分類を変えたからなのか、それとも今までの基準の書き方が良くなかったから変えたのか、そこら辺をはっきりしていかないと変更の趣旨が十分伝わらないのではないかと思います。

私の見る限りですと、これまでの基準がそれほどおかしかったというふうにも見えないので、例えばこれまでの基準を書き直すよりも、この中にもう少し文章を追加していくとかいうような書き方もあるのではないかなど思ったりもします。これは恐らくいろいろな見方もあるかもしれません。また、研究会でいろいろな議論を重ねられてこのような結論になったのかもしれないと思います。

分類の基準というものは、やはりこの分類を使って統計を利用する人、もちろん統計を作成する人、また今後将来改定していく人たちの参考になる重要な文章ではあると思いますので、そういう観点から、部会の中でどのような書き方がベストなのかというのを是非引き続き検討していただけたらと思います。

以上です。

○**椿委員長** 統括官室の方から何かございますか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 先生、御指摘ありがとうございます。これについては基本的に統計改革会議の指摘を受けた対応と、国際分類を参考した対応ではありますが、御指摘のとおり、中身はこれに基づいてさほど変わってないところもあります。ここの書き方にもう少し言葉を補足した方がいいかもしれないと思っております。したがって、部会の中でどのような補足説明の仕方がいいのか審議させていただいて、議論させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○**椿委員長** どうもありがとうございました。

ほかに。

菅委員、よろしく申し上げます。

○**菅委員** 今の川崎委員の御指摘ですが、1つ大きな背景として、生産物分類というのができたという。それまで生産物分類がなかったものですから、産業分類に生産物分類的な部分とピュアな産業分類的なものが混在していたのですね。生産物分類というのが確立したことによって、再定義というか、もう一回考えてみる必要が出てきたわけですね。

一方で、これまでの伝統的な産業分類を劇的に変えるというのもまた無理があるわけで

す。ただ、相対する概念としての生産物分類の登場というものがこれまでの分類の在り方をもう一回見つめ直す機会になったのだらうと、そのような感じだらうと思います。

ただ、下が変わっていないのに上が変わったというよりは、それまで自分たちがやってきたことをもう一回よく考えてみたらこうなったという話なのだらうとは思いますが、これについてやはり部会で丁寧にもう一回、一体自分たちは何をやってきたのだらうということを考えるいい機会になるのではないかなと思われま。

○樫委員長 これはよろしいですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 了解しました。部会で議論させていただきます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

いかがでしょう。ほかに御意見、御質問等あればよろしく申し上げます。特にございませんでしょうか。

それでは、私の方からコメントしたいと思います。

産業分類は、先ほどからあるように、公的統計の比較可能性を向上するための重要な基準となります。今回の変更としては、統計改革推進会議最終取りまとめにおきますSUT体系への移行にも配慮して検討される初回の改定案ということになります。

また、平成25年の前回改定から10年ぶりの改定となります。したがって、その間に変化した多様な経済活動をより適切に反映できるよう、樫部会長をはじめ、統計基準部会に所属の委員の皆様、審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

私の方のコメントは以上です。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第171号、経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について、これも総務省政策統括官室からまず御説明よろしくようお願い申し上げます。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 それでは、資料2のシリーズに基づきまして、総務省が実施します基幹統計調査である経済センサス-基礎調査と経済構造実態調査について諮問させていただきます。

資料2-2に別添1と別添2がありますが、総務大臣と経済産業大臣の方からこれらの調査の計画変更について申請がありましたので、この申請に対して総務大臣が承認の適否を判断する、その際の手続として統計委員会の御意見をいただくというものです。

以下、資料2-1の諮問第171号の概要というもので御説明を申し上げたいと思います。ページのボリュームがあるので、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、1枚目のスライドを御覧ください。

経済センサス-基礎調査の概要です。こちらは記載のとおり甲調査と乙調査の2種類がありますが、甲調査については5年前、令和元年に行われていますので、その当時の計画とお考えください。

調査の目的にありますとおり、この調査は事業所母集団データベース、後で概要も見させていただきますけれども、それを整備するというのが主目的です。

調査の対象としましては、甲調査が民営の事業所、そして乙調査が公営の事業所となっ

ております。それぞれ全数を対象としております。

ただ、全数と申し上げましたけれども、調査事項のところを御覧いただくと、それぞれ甲調査、乙調査において、実際に「どのような事業をやっているのか」と尋ねるのは新規に把握した事業所のみでございまして、既存の事業所についてはアクティブかどうかを確認するにとどまっているという、少し異例な形で行われた調査です。

調査期間を御覧いただくと、特に甲調査は令和元年6月から令和2年3月ということで、割と期間が長くなっています。これは、全国一斉に行うのではなくて、10か月かけて順繰りに、いわゆるローリング調査という格好で行われたというものです。

調査方法のところを御覧いただくと、甲調査については調査員が巡回して外観を把握いたしまして、新規に把握した事業所については調査票を配布して、郵送なりで回収という方法でやっておりました。乙調査の方はオンラインで行われたということです。

続いて、2枚目のスライドを御覧いただけますでしょうか。

次は、経済構造実態調査についての現行の計画です。これは経理項目を把握するという調査ですので、目的にありますとおり、付加価値の構造を明らかにし、SNAなどの精度向上に資するものであり、かつ、後ほど出てきますけれども、事業所母集団の整備にも使われる調査です。

調査の概要のところの調査対象を御覧いただくと、産業横断調査は27万企業、そして、製造業事業所調査が約12万事業所ということですが、製造業の方は従来工業統計調査で行われたものが包摂されたものです。それぞれ売上高上位の8割、そして売上高上位の9割をカバーする範囲に行われているということです。

調査事項としては、産業横断調査、製造業事業所調査、それぞれ売上げや費用、あるいは人件費、製造品出荷額というようなものが調査されているということです。

基準日は毎年6月1日現在で、調査方法は郵送・オンラインで行われ、結果は順次公表されているという調査です。

スライド3に移っていただけますでしょうか。

これから変更点を御説明します。その前にこれまでの経緯やオールジャパンの統計の概要といったようなお話をさせていただきます。

従前は、左下の説明に書いていますが、平成20年以前は産業ごとにばらばらと大規模な統計調査が乱立していた状態でしたが、これを順次、平成21年以降、経済センサスそして経済構造実態調査が創設されていき、体系的に整備されました。具体的には、5年ごとに経済センサス-活動調査が行われ、そして、中間年で経済センサス-基礎調査、あるいは令和元年以降は経済構造実態調査も創設されて、それぞれで企業の売上高等を把握していくという体系が確立されました。

そして、令和4年になって経済構造実態調査の範囲が図の中で広がっていますが、工業統計調査が包摂されまして全産業化されたということで、これ以降、企業の売上高などの基本的な情報が毎年同一時点で産業横断的に把握されるという今のスタイルが確立されたということになります。

今回の諮問は、ここの図に示されてはおりませんが、一番右端に相当します令和6年に

実施される経済センサス-基礎調査、これをどのように行うのかということと、令和4年に全産業化された経済構造実態調査について、調査の変更というよりは集計を拡大するという変更、この2つの変更について諮問させていただくということになります。

続いて、4ページ目のスライドを御覧いただけますでしょうか。

こちらは主な利活用、今御説明した内容と重複しますので詳細は割愛をさせていただきますが、それぞれ事業所母集団のデータベースのアップデート、そして国民経済計算等に使われるということです。

続いて、スライドの5ページを御覧いただけますでしょうか。

これまで申し上げましたけれども、事業所母集団データベースの概要について、御案内の方も多いとは思いますが、念のため概要をここに掲載させていただいております。

上の箱に書いておられますとおり、事業所母集団データベースは、統計法第27条に基づき、統計調査の結果や行政記録等を基に総務大臣が整備するというものです。

具体的には、下の図の左の方に「統計調査結果」と書いておられますが、経済センサス-基礎調査、活動調査、そして経済構造実態調査などの統計調査の結果を収録します。そして、その下に※印で書いていますけれども、「企業調査支援事業」というものがあります。こちらは主要5,000企業、上場企業中心となりますが、これについて統計調査の回答負担が非常に重く、結果への影響も大きいことから、こちらは統計センターに専任のスタッフを置きまして、各企業の担当者との信頼関係を築きながら回答をサポートするという事業が行われています。

それから、その下に「照会業務」というものがあります。こちらは同じく統計法第27条に基づくデータベースの整備の事業です。これは統計調査ではありませんが、行政記録情報、そこに書いておられます労働保険情報や商業・法人登記の情報を基にしまして、事業所の新設や廃業の実態を確認しましてデータベースに反映する事業です。

これらの情報を、随時、事業所母集団データベースに収録いたしまして、そして右側の絵にありますとおり、年次フレームとして各省に提供いたしまして、それぞれ各省が統計調査を実施する際の母集団情報などに活用されているという状況になっています。

次のスライドを御覧いただけますでしょうか。

ここから実際の調査の変更について御説明をしますが、まずは背景から御説明いたします。

まず経済センサス-基礎調査ですが、5年前に行われました甲調査、令和元年調査はどのような計画で行われたかというのが一番上の箱にあります。懸案事項とされておりました法人企業統計調査との乖離を改善するという観点から、法人番号公表サイトから法人情報、160万法人ということですが、こちらを追加して名簿を整備いたしまして実施するという計画でした。

ただ、これで対象が一気に拡大するという事になったので、地方公共団体、そして統計調査員の負担を軽減するという観点から、売上げや従業者といういわゆる基本的事項については原則新規に把握した事業所のみといたしまして、存続事業所については統計調査員が外観でアクティブかどうかというのを確認する調査方法を採用したということです。

その調査計画を統計委員会で審議をいただいたときの課題としまして、真ん中に書いてありますが、この調査の実施の状況を踏まえまして、「基礎調査の在り方を含め、令和4年（2022年）以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること」と、このような課題が付されているということです。

それを踏まえて調査を実施いたしまして、総務省において有識者による研究会で今後の方向性について議論されたということです。具体的には、令和元年調査の実施によって母集団データベースのカバーする範囲、カバレッジが広がったということである一方で、やはり基本的事項というのは新設に限って把握したということです。中間年で母集団データベースの有用性を更に高めていくためには存続事業所の基本的事項をいかに更新していくかが課題になっているということです。これを踏まえて有識者研究会において検討がなされて、次のような方向性が打ち出されております。

次のページを御覧ください。

母集団データベース更新の方向性と書いていますが、1つ目のポツ、複数事業所を持つ法人については、上の右側の三角形の絵を見ていただくと、売上高9割に相当するところは基本的事項を毎年更新し、それより下、単独事業所法人、個人経営の事業所（雇用者あり）、そこは経済センサス-基礎調査を使って基本的事項を中間年に1回更新するスタイルが方向性として位置付けられたということです。これによって、基礎調査に限定して言うならば、前は新設のみの基本的事項を把握したわけですが、存続事業所も含めて、単独事業所そして個人経営の事業所（雇用者あり）のところまで含めて基本的事項をカバーするというスタイルに変更しようというのが今回の変更の方向性ということです。

スライドの一番下に具体的実施方法と書いておりますけれども、実際には郵送・オンラインによって行いまして、かつ前回の甲調査は令和元年一回限りということで行われましたが、今後これを定期的に5年周期で行っていくということで、次回は令和6年6月1日を基準として実施したいということが今回の変更の概略になります。

次のページを御覧ください。

ここからは少し繰り返しも含まれますが、調査計画の変更の概要です。

1つは調査系統の変更で、5年前、令和元年調査においては調査員を使って実施しておりますが、民間事業者を活用して国が実施する調査に切り替えるということです。

そして、2つ目の調査方法の変更は、令和元年は調査員が外観を把握して調査票を配布したということですが、令和6年調査につきましては郵送・オンラインにより実施するということです。

次のページを御覧ください。

それから、3つ目の変更点といたしましては範囲の変更です。これは繰り返し申し上げておりましたが、前は全ての事業所が対象であり、基本的事項を把握したのは新規に把握した事業所のみでしたが、今回は雇用者のいない個人経営事業所は除外し、それ以外は新規、存続に関わらず基本的事項は全部カバーするというような変更になります。

そして、4つ目の変更としましては、甲調査票の変更と書いています。こちらは下の調査票の絵のとおりとなりますが、従業者に関する調査事項は母集団情報としての利用実績

が少ないということで、負担軽減を図るために少し簡素化をする変更、こちらは※印で書いてあるとおり、乙調査票においても同じように変更するという予定です。

以上、基礎調査の変更に関して御説明しましたが、これらの変更に関しましては経済構造統計の体系整備、そして母集団データベースの整備の観点を含めた調査の在り方について、そして範囲や調査事項の妥当性、あるいは調査員調査をやめて郵送・オンラインにする妥当性を部会の方で御審議いただくことになろうかと思っております。

続いて、10ページと11ページで、前回の答申時の課題について御説明させていただきたいと思えます。

1つ目の「今回の調査結果」と書いてあるのは令和元年調査を指しますが、令和元年調査は新規事業所を中心に把握したので、事業所母集団データベースを用いて、レジスター統計によって我が国の事業所の全体像を表す統計を作ることを検討しなさいという課題をいただいていたというところです。

これについては、「対応」に書いてありますが、レジスター統計の試算値として、それぞれ令和元年分と令和2年分は既にホームページ公表されているということです。

次に、11ページを御覧いただけますでしょうか。

2つ目の課題は今御説明の過程で申し上げたので割愛をさせていただきます。

3つ目の課題ですが、こちらは更なる行政記録情報の活用ということが言われております。対応といたしましては、今御説明で申し上げましたが、既に商業・法人登記簿情報、そして労働保険情報はお使いいただいているということですが、令和元年に国土交通省から建設業許可事業者名簿の提供を受けて、経済センサス-活動調査の名簿に取り込んだということです。そして、これらを母集団データベースに既に反映をしているということです。

以上が経済センサス-基礎調査に関しての変更の御説明でございました。

次に、経済構造実態調査の変更について御説明を申し上げます。

次のページを御覧ください。

経済構造実態調査ですが、さきに御説明を申し上げたとおり、経済構造実態調査は令和元年に創設され、令和4年に全産業化されて、経済センサス-活動調査とのシームレス化が図られたというのが黒丸の2つ目に書かれているところです。

今回行おうとしていることは、調査票を実際には配布しないのですが、個人経営の事業所を集計体系にビルトインしまして、経済センサス-活動調査との一層のシームレス化を図ろうという変更を予定しております。

これについては下に概念図を書いていますますが、これまで法人企業のみを集計対象としておりましたが、これを広げて個人経営企業の右の薄い緑色のところまで集計範囲を拡大するというような計画です。

これについては、拡大された部分が基幹統計として位置付けられるということになりますので、これを基幹統計として位置付ける意義等が論点となるかと考えております。

最後に、経済構造実態調査についても前回課題が付されておりますので、それについて御説明をさせていただきます。

1つ目は、支払利息について、その利活用状況や経済センサス-活動調査における調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法の見直しを行うことというような課題が付けられています。

これについては、現在、経済センサス-活動調査の方では把握されていないため、活動調査をベンチマークとして伸ばすといったような集計ができず、単に経済構造実態調査で把握した調査事項をそのまま集計するということができない状態ですので、今後、活動調査においてこの調査事項をどうするのかという検討を踏まえて対応するという課題になるかと思えます。

もう一つの課題は、諸外国の状況を踏まえ、電子商取引の実態の把握方法について研究を進めることということです。電子商取引の実態把握については、令和4年度に統計委員会担当室で調査研究が行われたということですが、引き続き進めていくということではなろうかと思えます。

概要は以上ですが、大まかにまとめるとすれば、基礎調査に関しては、今回事業所母集団データベースの更新範囲や更新頻度について売上高の規模の大きい部分を中心に対応していく、そのような一定の考え方がきちんと整理されて、それに応じて令和6年の基礎調査を実施しようという計画です。そして、経済構造実態調査については、集計範囲を拡大して、より経済構造統計全体の体系整備を図ろうというものと考えます。

私の方からは説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。

清原先生、よろしくお願ひします。

○**清原委員** 御説明ありがとうございます。清原です。2点あります。

まず資料の8ページのところで、主な変更内容として、「地方公共団体及び統計調査員の負担を回避するために調査員調査を廃止して、国が民間事業者を活用して調査を実施」とありまして、これは確かに深刻な自治体の統計調査員不足などの状況を考えますと望ましい方向への転換だと思えます。

ただ1点、民間事業者について、地域別に数でありますとか対応していただく体制に差が出るのではないかということだけ懸念しておりまして、その辺の見込みはいかがでしょうかという質問です。

次に、2点目は、11ページの3の前回答申時の「今後の課題」への対応の中において、行政記録情報について大変熱心に検討し、活用していただき、今回も国土交通省の「建設業許可事業者名簿」の活用もされたということで、「商業・法人登記簿情報」や「労働保険情報」に加えて更に拡充していただいたということは大変重要なポイントではないかと思っております。この点は部会において是非、ほかの調査にも関係するところだと思ひまして、可能な限り「行政記録情報の適切な活用」を進めるということが、調査のプロセスに

において、民間事業者にとっても負担軽減につながると思っていますので、その辺の御検討もよろしくをお願いします。

以上です。ありがとうございます。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。

いかがでしょう。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 2点御質問と御指摘をいただいたと認識しています。

1点目の民間事業者を活用するに当たっての地域別の差ということですが、今回非常に大規模な統計調査を民間事業者に担っていただくこととなりますので、当然1社で行うことは難しく、複数社に業務を委託する方向で検討されていると聞いております。ですので、可能な限り地域の差が出ないように、複数社に一定の質の業務をしていただく方向で適確に委託することが必要になるのではないかなと思います。

もう1点は、行政記録情報の活用ですけれども、これはこの調査に限らず大切だという御指摘のとおりだと思います。部会においても論点に挙げさせていただいて、御審議を賜ればと思っております。

以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。

ほかに御質問等ありますでしょうか。

川崎先生、よろしくをお願いします。

○**川崎委員** ありがとうございます。

大変丁寧な説明をいただいて、特にスライドの3ページ目に経済構造統計の体系がどのように進展してきていて、過去から現在、未来にどうなっていくのかというのが大変良く分かって、この取組は大変重要なので良い動きをされているなと思いました。その中で今回の経済センサス-基礎調査と経済構造実態調査の変更があると理解しましたので、大きな方向として大変結構だと思っております。

その中で特に注目したのは、感想と意見を申し上げますが、7ページ目のところ、調査方法をピラミッドのようにいろいろ濃淡を付けながら工夫されるのは大変良いことだと思います。このような中で調査を効率的にやりながら、かつ必要な情報をきちんと捉えるというのは大変望ましいということで、そういう意味では今回の変更は大きな方向として良いと考えております。

ただ1点、細かいと言えば細かいことですが、少し厳密なところが分かりにくいので、この辺は今後の審議の中で明らかにしていただくなり、あるいは記録をしっかり残していただいたらと思うことがあります。実は同じ図の下の方に、個人経営の事業者の雇用者ありなしが線引きをされています。ここで言う雇用者というのは、統計上で定義される雇用者と同じか違うかという点について、私は疑問に思っております。

恐らくこのところは元の情報源が労働保険の事業所ではないかと思っておりますので、そうすると労働保険は原則雇用者がいる以上は加入しなければいけないことになっているのだと思います。しかし、一定の短時間の労働者であれば雇用保険に入らなくても良いという

ところが出てきます。そうすると、雇用者の定義が、実はここで言う雇用者の定義は統計のものとは違って労働保険の方ですよとか、明確に書いていく必要があるのではないかと思います。この記述の仕方は母集団の規模とかボーダーラインを決めるものですので、相当明確に書いていく必要があるのではないかと、ところが、この説明では経済センサス-基礎調査の文脈で書いてあり、一緒になっているので、それがよく分からないのです。

さらにこれに関連して、今回の諮問は非常に良いけれども、私には分かりにくかったというのが、諮問の本文の方である資料の2-2を見ていきますと、一体個人経営の事業所（雇用者なし）は対象から除外しますというのが、この諮問文のどこに書いてあるのかなと思うと、実は私は見付けられなかったのです。これは私の見付け方が悪ければそれはそれでこうなっているということをもたまたま教えていただけたらと思いますが、よくよく見ると、諮問の資料2ページ目のところでしょうかね、報告義務者、これは非常に大事な概念だと思いますし、選定方法が大事なわけですが、これが「母集団データベースの情報を母集団として」と書いてあるだけなのです。

そうすると、今回雇用者なしを除外するというのは、母集団データベースの扱いが変わったから、その影響でこの調査の範囲も変わったということに恐らくなるのだらうと思います。もしそうであれば、諮問の資料として、そういう変化があったということがこの資料からは読み取れないように思います。私はやはりこういうことを記録にもきちんと残すべきであると思うので、今日御説明いただいた内容が、実は公式の資料の中に、私は、パワーポイントはやや非公式の補助資料だと思っているのでそういう言い方をしますが、公式の資料でも読めるように何かしていくことが今後必要ではないか。今回でどうこうしてくださいということはないのです。諮問を行われていますし、答申もこれからやりますので、これ自体はいいのですが、もう少し何かそこら辺をうまく記述する工夫をしないといけないと、分かる人しか分からない、玄人しか分からないようなやり取りをしていることになってきます。その辺りを、せつかくこういう良いことをやっているなら分かりやすく記述してほしいというのがお願いです、そういうことも含めて今後の部会の中で工夫していただけたらというのが私のお願いしたいことです。

以上です。

○**椿委員長** この点について御説明よろしく申し上げます。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 御質問ありがとうございます。

同じ資料2-2の、PDFで言うと3枚目になりますが、申請事項記載書の1ページの変更案、左に「①甲調査」と書いてありまして、その2行ぐらい下に、「ただし、国、地方公共団体の事業所、次に掲げる事業所及び雇用者のいない個人経営の事業所を除く」というように書いてありまして、明記はさせていただいております。ただおっしゃるとおり、雇用者とは何かというのはきちんと明確にしていきたいと思っております。

ちなみに、申請事項記載書は前回からの調査の変更箇所を明記するという位置付けの資料ですが、経済センサス-基礎調査のうち、甲調査は5年前に1回限りで行われておりますけれども乙調査は毎年継続して実施されているため、乙調査だけが現存しているという状況になります。ですので、乙調査のところからの変更点という書き方をしているので、甲

調査がいわゆる新規に出てきたような見え方になっている、そこは御容赦をいただければと思います。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

経済センサス-基礎調査や経済構造実態調査は、まさに我が国の経済統計体系の軸となる大変重要な統計調査であることは言うまでもございません。経済センサス-基礎調査では、令和元年調査の課題を踏まえて、雇用者のいない個人企業を除いた全ての事業所を対象に、売上高や従業者数等の基本事項を把握することとする。それから、経済規模に応じて事業所母集団データベースを更新していくという体系を確立することが計画されております。特にデータベースについては、今議論ありましたように、売上高9割の部分は毎年、単独事業所及び個人経営事業所、いわゆる雇用者ありについては中間年に一度更新、こういうことが計画された次第です。

また、経済構造実態調査においては、個人企業について集計体系に追加し、経済センサス-活動調査との一層のシームレス化を実現すると計画されております。

これらの変更によって、事業所母集団データベースや経済構造統計の精度あるいは有用性の向上、ひいては関連統計の発展につながることを期待したいと考えます。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様方、審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

時間が少し延長になってしまうことを御容赦いただければと思いますけれども、それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第170号、経済産業省企業活動基本調査の変更について、これを総務省政策統括官室並びに経済産業省から御説明いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** それでは、経済産業省が実施します基幹統計調査である経済産業省企業活動基本調査の変更について諮問をさせていただきます。

資料番号3のシリーズになります。資料3-2のとおり、経済産業大臣から計画変更について申請がありましたので、総務大臣が承認の適否を判断するという、その際の手続として統計委員会の御意見をお伺いするというものです。

資料3-1の概要の方で御説明を申し上げたいと思っております。

まず、スライド1枚目の調査の概要ですが、企業の活動の実態を明らかにするというのを目的としまして、一定規模以上の約4万5,000企業を対象に毎年、事業内容、親会社、子会社の状況、国際取引を含めた取引の状況や研究開発等を調査しております。

利活用状況としましては、スライドの一番下にあるとおり、経済産業省の施策や白書等において活用されているという状況にあります。

スライド2を御覧ください。

今回の変更は令和5年6月1日現在を期日として行う調査について変更を予定していますが、その説明の前に、去年実施した令和4年調査についての御説明を申し上げます。

令和4年調査については、絵の緑の枠のところにある「国際取引の有無」を新しく挿入して実施したということです。これは、この後に続く、例えば「モノの輸出額」や「モノ以外のサービスに関する国際取引」といった設問について回答の可否を明確にする、つまり該当取引がないのか無回答なのか、そういう区別をはっきりさせるために挿入した設問で、当委員会における諮問審議を経て追加する変更がされたということです。

しかしながら、上の箱の2つ目の丸に書いてあるとおり、この調査票で令和4年調査を実施しましたところ、本来、下の調査票の絵の赤枠のところ、「売上高」及び「仕入高（モノ）」については「国際取引の有無」に関わらず調査が必要でしたが、国際取引がない場合には設問7に飛んでくださいという指示をしていたために調査ができなかったことが判明したという次第です。

この後の状況については、この後、経済産業省から御説明いただきたいと思っておりますけれども、調査ができなかったところは既にリカバーをしております、公表には影響はないということです。

スライド3枚目を御覧ください。

令和4年調査の状況を受けまして、今回の変更点、2つありますが、1つ目は、「取引状況」において誤った誘導を正すということです。

具体的には、左下の絵にあるとおり、「国際取引はなかった⇒7へ」という誘導を削除しまして、右の絵にあるとおり、国際取引の有無にかかわらず、「売上高」及び「仕入高（モノ）」に答えてくださいといった注意書きを付すという変更を予定しております。

これは上の箱の※で書いていて、今年の調査は5月から開始するということですが、調査事務の準備の都合上、調査票の設計を大きく変えることは難しいという制約がありますので、この中で最低限、誘導の修正をするものです。いわば応急処置のようなものと御理解をいただければと思っています。

続いて、4枚目のスライドを御覧いただけますでしょうか。

変更点は2つあると申し上げましたが、もう一つは労働者区分の変更です。今はいわゆる正社員や正社員以外という区分でとられていますが、より客観的な雇用契約期間に基づいた区分に変えるもので、「統計調査における労働者区分等に関するガイドライン」の改定に沿って機械的に変更するというものです。

以上の変更について、5枚目のスライドを御覧ください。

取引状況の変更と労働者区分の変更について、我々総務省政策統括官としては、報告者から適切な回答を得るなどの観点から、おおむね適当な変更だと考えますが、以下の点から確認が必要だと考えておりますので、経済産業省から御説明をお願いしたいと思います。

1つ目、(1)「取引状況」の変更について、令和4年調査の実施状況の確認が是非とも必要です。特にリカバーの状況について説明をいただきたいと思っております。

その上で、(2)、今回の諮問で令和5年調査の調査票を変更するのですが、いわば応急処置として臨時的に変更する位置付けと考えておりますので、それを受けて令和6年以降どのような対応をされるおつもりであるのかについても確認したいと思っております。

これらを受けて、5ページの下半分に記載のとおり、統計委員会におかれましては、今

回の変更内容については是非御意見を賜れればと思っております。加えて、「(2) 今後の課題」として調査の企画段階でどのようなことに留意したらいいのか、エラー防止のためにオンライン回答をどのように推進していけばいいのか、報告者負担の軽減の観点から調査事項の見直しの検討余地がないか、そして、総務省における承認審査の改善策について、御審議を賜れればと思っております。

御参考までに、前回の統計委員会の審議状況について簡単に御説明させていただくと、7ページを御覧いただけますでしょうか。

前回、令和4年調査の変更に関しては、令和3年5月11日付で経済産業省から変更申請がなされまして、令和3年5月26日に統計委員会に諮問しております。

右下に書いておりますとおり、諮問の資料には、調査票の新旧対照表や変更後の調査票等を添付している状況です。

8ページを御覧ください。

これについて、変更点をどのように説明していたかということですが、具体的には下半分の絵を見ていただくと、「国際取引はなかった⇒7へ」と誘導するといったような、一連の「国際取引の有無」を挿入するところの変更については、調査票の新旧対照表の「変更理由」欄で記入対象に該当するかどうかを明確にするためという説明がされているということです。

そして、9ページを御覧ください。

サービス統計・企業統計部会においては、限られた時間で効率的に御審議をいただくという観点から、総務省から論点を絞って御説明を申し上げております。「国際取引の有無」については、これを追加することでどのような効果が得られるのかということについて論点を設定しております。ただ、調査票全体の設問の前後のフローについて特段御確認いただきたいという論点の設定の仕方はしていなかったということです。

スライドをもう一枚めくって、最後の10枚目です。

この論点に関して、経済産業省からは、下の方に説明資料の抜粋を付けておりますが、「現状の調査項目では、調査対象となる企業が、回答に該当するの未記入であるのかを把握できる設計になっていなかったことから、統計の精度向上に資するために追加した」というような御説明をいただきました。

委員からは、上の黄色い枠の真ん中の2つ目の丸に書いておりますけども、「未記入なのか、該当しないので記入する必要がないのかを明確にすることで、疑義照会の必要性など本調査事項の取扱いを考える上で大変重要な情報となるため、是非把握していただきたい」と御意見をいただいたということです。

そして、答申では、3つ目の丸に書いてありますが、「実態の正確な把握や報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当である。」とされたということです。

総務省からの説明は以上です。

○樫委員長 では、引き続き経済産業省から御説明いただければと思います。

○杵渕経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 経済産業省です。

資料3-3に基づき説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目です。

経済産業省では、令和4年調査を5月中旬から6月下旬にかけて実施いたしましたが、調査実施後の8月に委託業者による疑義照会の過程で報告者からの指摘があり、本項目の指示内容が適切ではなかったために調査が必要な事項において回答が得られていない可能性があることを認識いたしました。

国際取引の有無の設問は、輸出入額に係る調査事項について回答の要否を明確にするために令和4年調査から新設したものでしたが、企画段階において調査票の回答フローの確認が十分ではありませんでした。

なお、電子調査票においては指示どおり記入を進めるとエラーメッセージが表示される設計となっておりますが、委託業者からその点について報告された時点ではエラーの解消の処理を指導しておりました。

次に、2 ページ目、リカバリーの状況です。

「国際取引はなかった」と回答した企業のうち、下の図の「売上高」の取引額の「うち、関係会社」(0601B)、「仕入高(モノ)」の「取引額」(0609A)、「仕入高」の取引額の「うち、関係会社」(0609B)について回答が得られていない可能性がある報告者、具体的には、「0601A」から「0609B」の全てに未回答の企業で前年調査の際、報告があった企業、前年調査で未提出、未回答で、かつ関係会社を有する企業、令和4年調査で新たな調査対象となった企業を含め該当取引があると想定される企業に対して、委託業者からの架電により確認いたしました。回答が得られていない可能性がある企業への架電及び確認は令和5年2月中旬までに全て終了しております。

調査対象企業の皆様には、確認の疑義照会をさせていただくなど、御迷惑をおかけしたことを統計実施者として申し訳なく思っております。

疑義照会を通じて、本来得るべきデータを得た上で統計を作成し、令和5年6月末の確報公表において、本件の内容と対応状況についてホームページ等で丁寧に説明することで、ユーザーの利便性を損なうことがないよう、できる限りの努力をしたいと考えております。

次に、3 ページ目です。

令和5年調査における対応案及び令和6年以降の調査に向けた対応案です。

令和5年調査に向けては、作業期間の制約があり電子調査票の修正に大幅な見直しは難しいため、現行の調査票の設計を前提に、回答に当たっての誘導を正す変更を実施いたします。

令和6年以降の調査に向けては、令和5年調査における回答状況も踏まえながら、当該設問の在り方等について検討し、調査票の見直しを行います。具体的には、令和5年度の早期に有識者を交えた検討会を立ち上げ、調査項目によって回答を得たい内容が実際に現行の調査票によって得ることができているか否かを客観的な視点でレビューした上で、例えば同一項目の複数回記入を防ぐ措置、誘導の配置の最適化、報告者が正しく該当項目に記入できたか否かを記入中に自覚できる仕組み、報告者別の要回答項目のマトリックス表の作成などの点について検討を行います。

検討結果に基づき、令和6年調査以降、可能な限り早急に電子調査票の修正を含む改善

策の実装を行います。

経済産業省からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

ただ今、経済産業省からも説明ありましたが、今回統計の精度向上のための調査票の変更を行ったものの、追加した設問の指示内容が適切ではなかったために、一部の調査対象企業に疑義照会など追加の負担が発生してしまいました。このことは大変残念なことです。

他方、経済産業省は結果公表前にリカバリーを行って、今後予定されている結果数値の公表への影響はないとのこと。この点につきましては、社会や統計利用者を第一に考えた対応がなされたものと評価できるところと思います。

また、総務省からも説明ありましたとおり、本件については本年5月から始まる令和5年調査に向けて取り急ぎ、調査票の誘導というものを正す変更が必要であるため、今後の対応につきましては菅部会長とも相談し、部会には付託せず、本委員会で直接議論し、今回の変更内容の是非のほか、今後の再発防止や調査の更なる改善などについても検討したいと考えております。そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明についての御質問や、今回の変更内容の是非、今後の課題などについて御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

伊藤先生から手が挙がっています。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 御説明どうもありがとうございました。

重大案件ではあったのですが、迅速に対応していただいてよかったと思います。

今後ということで、取りあえず今回の対応については賛成と思いますが、私が再三申し上げているように、最低でも、企業系の調査に関してはなるべく早い段階で諸外国並みに、紙の調査票をなるべく配らない、完全オンライン化を早期に目指していただきたいと考えております。発想を転換して、紙に書かれたものを入力するというやり方ではなく、最初からオンライン上で回答させるという方向性になるべく早く変えていく必要があると思います。オンライン回答が標準となっていけば、今回のようなエラーは今後防げていくと思います。統計部局としましても、少ない人員でいろいろな変更に対応していくのは大変だと思いますし、人的資源や予算、様々な制約は多いと思いますが、なるべく早い段階で、特に企業系の調査に関しては基本オンライン回答にするという方向を目指していただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○樫委員長 御意見ありがとうございました。

経済産業省で何か御回答は、ございますか。

○笹路経済産業省大臣官房調査統計グループ長 ありがとうございます。今の伊藤委員の御指摘、オンライン化率の向上については我々も問題意識を持っております。統計の精度向上の観点からも、あと、今回もオンラインで回答した部分でエラーが表示されて、その

後の処理は適切ではなかったもので、逆にエラーを解消してしまったというのも反省しているところですが、逆にオンライン化が不適切なものを発見する場合があります。やはり長所は多々あると思いますので、しっかりその辺も、もちろん回答者の企業の意向も踏まえながらですが、きちんとオンライン化率の向上率については取り組んでいきたいと思っております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

ほかいかがでしょうか。

清原先生、よろしく申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。御説明いただきまして、今回は委託業者による疑義照会の過程で報告者からの指摘を契機とし、しかも、それを受けて、迅速に確認をして、リカバリーをしていただいた案件です。その点については対応がよかったのではないかなと評価したいと思います。しかも、それを受けて、今回迅速に諮問をしていただきまして、私はそれについて適切な対応を令和5年調査で行うものとして了承したいと思っております。

加えて、今伊藤委員も御指摘されましたように、オンライン調査であるのでエラーメッセージが出て、しかしそれを確認しないためにかえってミスになってしまったかもしれませんが、そのエラーメッセージが出るというメリットを今後のオンライン調査の設計の中でいい意味で生かしていただければと思います。

そして、全体を通して重要なのは、調査に答えていただく報告者の視点に立って、オンライン調査であれ、質問書調査であれ設計するということの重要性が確認される事例ではなかったかと思っております。私も含めて、皆さんが初心に戻るきっかけも与えていただけたものだと思います。

したがって、この諮問については、答申案をまとめていただくときに、是非今回の事例をきっかけに幾つか今後の方向性が明らかになっておりますので、それも付記した形で前向きにまとめることが望ましいと考えます。よりよい「報告者主体の調査設計」と、しかるべき「質問項目の精査」が今後必要になってくるということを総務省も御提案になっておりますので、そうした方向性を明記した答申へと、委員長にはおとりまとめていただければありがたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。是非そのようにしたいと思っております。

ほかいかがでしょうか。

菅先生、よろしく申し上げます。

○菅委員 一つだけ。今回の件はもともとの動機自体は統計精度を向上しようという意図があつてやったものですから、その意味では確かに問題があったかもしれないけれども、これにめげずと言ったらいいでしょうか、今後もこの方向を維持していただきたいと考えます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。むしろ意図は正しいわけで、その変更点の管理は建議でもさんざん申し上げましたけれども、経済産業省、あるいは承認審査を行う総務省政策統括官、それからそれをサポートする統計委員会、全ての課題になっているだろ

うと私も考えるところです。

ほかいかがでしょうか。

川崎先生、よろしく申し上げます。

○川崎委員 ありがとうございます。

これまでの各委員の発言は私も共感を持ってお聞きしました。本当にヒヤリハットのところでぎりぎりですと止まって何とかよかったなと思いますので、是非これを今後に生かしていただきたいと思います。

その意味では、こういう出来事というのは、経済産業省の調査に限らず他府省の調査でも起こり得ることでもあるので、是非この教訓を生かしていただきたいと思います。

そして、これも繰り返しになりますが、やはり回答者とのコミュニケーションは非常に大事だと思いますので、このような調査票の変更点とか記述の部分に限らず、あるいはオンライン調査だって同じことが起こり得るわけなので、そういうことを常に気を配りながら、回答しやすい調査は何かということに不断の努力を続けていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○椿委員長 どうもありがとうございます。是非そのような方向で、特に令和6年度調査についてはそういう取組をしていただくと伺いましたので、そこは充実させていただければと思います。

津谷先生、手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○津谷委員 ありがとうございます。

委員の皆様もおっしゃっておられるように、これは本来良かれと思って、グッドインテンションから行われた変更であったと思います。しかし、設問にいろいろな条件を付けると、全ての回答者が全ての質問に回答されるわけではなくなりますので、英語でいうエスケージング・シーケンスを設定して答えるように調査票を設計する必要があるわけですが、その過程でこのようなエラーが起こったのはあり得ることだろうと思います。今回の問題は調査実施者にとっては悪夢ではありますが、起こり得ることです。特に、調査の構造が複雑になってきますと、紙媒体であれオンラインであれ、先ほどからの御指摘のように、答えてもらいたい設問への回答が抜けてしまうという事態が起こってきます。

このような事態を起こさないための対応策ですが、経済産業省の担当者も重々分かっておられると思いますが、調査票の構造を繰り返しチェックして頂くことが肝要だと思います。調査の変更についての部会審議では、通常は変更事項だけが示されることが多いように思います。変更についての審議が中心となり、調査票全体をみて設問前後の流れを確認する機会はあまりない。そのための時間もないし、審議の資料もそのようには作られていない場合がほとんどだと思います。

ただ、人口・社会統計部会の審議の際に、構成員が調査票全体を確認されて、設問の内容の重複や意味、そして整合性などについて御指摘をいただいたことが複数回あります。しかし、恐らくこれは例外的なことで、調査担当部局が調査票全体の流れをチェックして、答えるべき質問に回答者が全て答えてくださるように設計されているか確認されることが不可欠だと思います。設問の流れを再確認することも含めて作業マニュアルを作り、全て

の必要なステップをルーティンとして行っていただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。まさにプロセスの中をきちんと標準として作り込んでいくことかと存じます。

ほかいかがでしょうか。

松村先生、よろしく申し上げます。

○松村委員 ありがとうございます。

私からは2点申し上げます。1つは、今回オンライン調査の方ではエラーメッセージが出ていたということにあるように、その有効性が改めて示されたので、これを更に推進していく必要があると思います。

ただその際、中小企業を中心に対応がなかなか難しいところもあるので、一定の配慮をしながら、全体としてはオンライン調査を更に進めていくことかと思えます。

なお、オンライン回答も調査によって仕様がまちまちになっていたりします。例えば、今回の件ではエラーメッセージが出ましたが、出ないものとか、あと、回答途中で保存ができるものとか、オンライン上で訂正がもう一度できるものとかあったりしますので、できれば一番いい仕様のものに合わせて使い勝手を統一していただければ、回答側もよりスムーズに対応できるのかと思っております。

あと、今回の場合で言うと、売上のところは前と同じ値が入るところがあるので、そのような場合もオンラインではプレプリントで入るようにしていただけると、それだけで「あれっ」と思ってちょっと気付く場合もあるかもしれないと思いました。

2点目は、先ほど津谷先生もおっしゃられましたが、統計委員会の審議の中では調査票全体を確認する流れにはなっていないですし、委員としてもなかなかその場でぱっと見て調査票の妥当性を考えるのは難しいところもあります。ただ、諮問の資料の中には調査票の原本が入っているので、もう少し資料の事前送付を早くしてもらい、我々も注意して見るようにしたら多少はそれで気付く可能性もあるかもしれないとは思いました。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。まさにそのとおりだと思っているところです。よろしいでしょうか。

ほか先生方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入りたいと考えます。

経済産業省企業活動基本調査の変更につきましては、今、御審議いただきましたので、答申についてはこれから文書化したいと考えますけれども、これまでの議論を踏まえて、統計委員会の判断としては、これから私が申し上げるような内容になると存じます。

まず、今回の調査計画の変更に関しては承認して差し支えないと整理したいと考えます。

その理由としては、1つ目の取引状況の誘導の見直し、これにつきましては、本年5月の調査開始までの時間的制約がある中で、可能な範囲で報告者の誘導を正すものであって、当座の措置としてはおおむね適当と整理したいと思います。

それから、2つ目の労働者区分の見直し、これにつきましては、いわゆる労働者区分の

ガイドラインの改定を踏まえたものですので、適当と整理したいと考えます。

ただし、国際取引の有無に関する設問については、報告者が迷うことなく回答できるよう、更に工夫の余地があると考えられますので、先ほど説明がありましたけれども、令和6年以降の調査に向けて調査票を見直すこと、また、回答が得られにくくなっている調査事項については、その原因を分析した上で調査事項の見直しを検討することを今後の課題として指摘したいと考えております。

次に、令和4年度における対応及び今後の再発防止策についてまとめたいと考えます。

令和4年調査における対応については、経済産業省は「国際取引はなかった」と回答した企業のうち、該当取引があると想定される企業などに照会し、令和5年2月中旬までに全ての確認を終え、その結果、令和5年6月末に公表を予定している結果数値への影響はないとしております。

これについては、追加の国民負担が発生したことは重く受け止める必要があり、再発防止策を確実に講じる必要があるということを明確に申し上げたいと考えております。

一方で、結果公表前に速やかに是正措置が講じられた点は、エラーに気付いて以降、社会や統計利用者を第一に考えた対応がなされたものだと評価できるのではないかと考えます。

経済産業省におかれましては、当該結果公表に向け審査を丁寧に行い、公表時に十分に説明を行う必要があることを指摘したいと考えます。

次に、今後の再発防止策についてですが、今回の事例は令和4年8月の本委員会の建議において指摘した典型的なヒューマンエラーです。様々な関係者が関わる統計作成プロセスの特性や、いわゆる3H（変化、初めて、久しぶり）、特に変更点管理が起因しているものと考えられます。

このことから、調査票を変更する場合には、回答者の立場に立って、委員の御指摘がありましたけれども、回答フロー、前後関係の確認を徹底するとともに、ほかのプロセスとの整合性を確保し、変更点管理の取組を確実に実施していくこと。

それから、今回いろいろ御指摘ありましたけれども、改めて電子調査票の有用性というものも確認されたことがあります。このことから、その機能の改善やオンライン回答の更なる推進を図ることについても、今後の課題として指摘したいと考えます。

一方で、統計調査の承認審査を担当する総務省政策統括官におかれては、各府省と一層のコミュニケーションを図り、また統計委員会審議を有効に活用いただくことによって、調査計画の変更時におけるリスクの低減に努めるとともに、今回の事例を全府省に共有する必要があることを指摘したいと考えます。

答申全体の骨子は、おおむね以上のような内容に整理できるのではないかと考えるところです。

ただ今申し上げた内容を文書化したものについては、会議終了後速やかに委員の皆様にお送りしたいと考えますけれども、このような内容でもしよろしければ、この場で採択させていただいて、細かな文言は私に一任いただければと考えます。このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございます。

それでは、改めて答申案についてお諮りします。

ただ今、私が申し上げた内容を、「経済産業省企業活動基本調査の変更について」の本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** 特に異議ないようですので、それではそのようにさせていただきます。

どうもありがとうございました。今日大幅な延長になってしまったことをおわび申し上げます。

本日用意した議題は以上でございます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○**萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中ですので、日時、場所につきましては別途御連絡いたします。

以上です。

○**樫委員長** 以上をもちまして第191回統計委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。